



SAKURA保育園 西新井 重要事項説明書 (入園のしおり)

<令和7年4月1日>

社会福祉法人  慈光明徳会

1. 事業者



事業者の名称

社会福祉法人 慈光明徳会

代表者の氏名

理事長 藤岡 洋子

法人の所在地

熊本県球磨郡湯前町1962-1

法人の電話番号

0966-43-2180

定款の目的に定めた事業

- (イ) 幼保連携型認定こども園
- (ロ) 地域型保育事業(小規模保育園)
- (ハ) 放課後児童健全育成事業
- (ニ) 保育所
- (ホ) 病児保育
- (ヘ) 地域子育て支援拠点事業
- (ト) 一時預かり事業(幼稚園型・一般型)
- (チ) 障害児通所支援事業



2. 事業の目的

保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、乳幼児の最善の利益の追求・保証することにより、児童の健やかな成長を図ること、保護者の仕事と育児の両立支援することで地域福祉に貢献することを目的とする。





3. 運営方針

児童福祉法

（昭和22年法律第164号）

及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して運営するものとする。



4. 保育園の概要

名称	SAKURA保育園 西新井
所在地	東京都足立区関原3-43-4細川ビル1F
電話番号	03-5888-4501
法人創立年月日	昭和18年 11月
事業認可年月日	平成28年4月1日
施設長氏名	瀬尾 八重
入所定員(年齢別)	0歳児...5名、1歳児...6名、2歳児...6名 計 17名
職員数	施設長1名 保育士3名 保育補助3名 管理栄養士 1名 看護師1名 計9名
保育事業の種類	乳幼児保育・一時保育事業
職員への研修の実施状況	職種・経験に基づき、質の向上を目指す研修に参加 ・安全管理講習等
嘱託医	中西医院 中西 隆

5.開園日・開園時間および休園日



開園日

月曜日から土曜日まで

開所時間

7時30分から18時30分(標準時間)

短時間: 8時30分から16時30分

延長保育(7時30分~8時30分・16時30分~18時30分)

休園日

日曜日、国民の祝日、休日、年末年始
(12月29日から1月3日)



6. 保育所の利用の開始及び終了について



(入園)

足立区の入園の申し込みと同時に「保育の必要性の認定」申請をおこない、認定を受けた者が入園できます。

(退園)次のいずれかに該当した場合は、退園となります。

- (1) 入所児が正当な理由なく2か月以上にわたって休んだとき。
- (2) 保護者の状況が変わり、保育の必要性の認定事由に該当しなくなったとき。
- (3) 入所児が満3歳を迎える年度の3月31日を契約期間の満了日とします。



7. 施設の概要

敷地面積	227.04m ²	延べ床面積: 742.26m ²
建物	鉄筋コンクリート造 7階建ての1階	
施設の内容	乳児室・ほふく室 面積 16.61m ² ・19.86 その他8m ² 調乳室 面積 1.35m ² 保育室 面積 11.88m ² 医務室 面積 5.48m ² 調理室 面積 5.60m ² 幼児用トイレ 5.54 大人用1.22	
設備の種類	吊り下げ型冷暖房エアコン 1機 業務用空気清浄機 1機 、家庭用空気清浄機 2機 SIDS対応の乳幼児用呼吸モニター「icuco」 11機 逆浸透膜浄水器(放射能除去機能) AED	
保険	施設所有管理者賠償責任保険加入、生産物賠償責任保険加入 園児傷害保険加入	



8. 職員体制・職務内容（令和6年10月1日）

職名	人数	職務内容
施設長	1名	保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
常勤保育士	3名	保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての入所児が安定した生活を送り、充実した活動が出来るよう保育を行う
非常勤保育士	3名	常勤職員を補佐する
調理員（栄養士）	1名	調理員は献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
看護師	1名	児童の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。 常勤保育士とともに保育を行う。
委託医	1名	委託医は入所児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

※開園時間内には、必ず複数の職員を配置（児童数に応じて加配）し、そのうち常勤の保育士が1人以上保育にあたります。



9. 年間行事予定（令和7年度）

月	4月	5月	6月	7月
行事	入園式、進級式 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 火災	子どもの日の集い 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 地震・火災	ミニ遠足 身体測定・お誕生日会 乳児健診・懇談会 《避難訓練計画》 火災	七夕、水遊び開始 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 地震・火災・浸水時訓練
月	8月	9月	10月	11月
行事	夏まつり 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 火災	お月見、保育参加 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 地震・火災・不審者訓練	ハロウィン 身体測定・お誕生日会 引き取り訓練 《避難訓練計画》 地震・火災	七五三のお祝い 身体測定・お誕生日会 乳児健診 《避難訓練計画》 地震・火災・引き取り訓練
月	12月	1月	2月	3月
行事	クリスマス会 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 火災	お正月遊び、初詣 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 地震・火災	節分の会（豆まき） 身体測定・お誕生日会 《避難訓練計画》 火災	ひなまつりの会、卒園式 身体測定・お誕生日会 懇談会 《避難訓練計画》 地震・火災・消火器訓練

※行事は変更することがあります。消火訓練は毎月実施



10. 保育理念・保育方針・保育目標

保育理念

- こどもの最善の利益を追求します。
- 保護者の仕事と育児の両立支援をおこないます

保育方針

- 子ども一人一人をあるがまま受け止め、子どもの心に寄り添い応答的保育に努めます。
- 子どもの健やかな成長を願い、一人一人の健康状態を把握し、きめ細やかに対応します。
- 子どもが本来持っている「自ら伸びようとする力」を信頼し、意欲を育てます。
- 自らの感性を豊かにみがき、子どもの内的な声をよく見て、よく聴き、共感します。
- 子どもが楽しかった、嬉しかったと思えるような、好奇心いっぱい遊びたくなる環境を工夫します。
- 体と心の栄養になるよう、安全でおいしい手作りの給食を作ります。
- 保護者と共に子どもの成長や発達を喜び合い、協力して子育てを支え、保育の専門性を活かし、その援助に当たるようにします。

保育目標

- 基本的な生活習慣を身に着け、情緒の安定した子どもを育てる。



11. 年齢ごとの保育目標

保育目標

0歳児

生理的欲求を満たし生活する

- ① 生理的欲求の満足と健康管理
- ② スキンシップをはかり、絆の形成
- ③ 個人差への配慮をした快適な生活
- ④ 保育士との深い関わり
- ⑤ 五感を豊かにする
- ⑥ ことばの発達を促す応答
- ⑦ 豊かな愛情表現
- ⑧ 適切な援助により、食への意欲を促す

1歳児

生活のリズムをつかみ、行動する

- ① 生活のリズムの形成と快適な生活
- ② 人と物との関わり方の理解
- ③ 歩行の確立など運動機能の発達
- ④ 自立を育む
- ⑤ 排出のリズムをつかむ
- ⑥ 言葉のやりとりの楽しさや二語文の話し始め
- ⑦ 色々な素材への興味
- ⑧ さまざまな食材を口に作る

保育目標

2歳児

色々な事に興味を持って活動する。

- ① 自我の育ちや健康状態の充実
- ② 自己主張への配慮
- ③ 身体的機能の育成
- ④ 好奇心の満足
- ⑤ 身近な環境への関心
- ⑥ 言葉の増加や意思表示
- ⑦ 季節感の表現
- ⑧ 楽しんで食事をする
- ⑨ 排泄の自立を促す



12. 毎日の保育の流れ

0歳児		1・2歳児	
時間	保育内容	時間	保育内容
7:30 ▼	延長保育、視診 延長保育	7:30 ▼	延長保育、視診 延長保育
8:30 ▼	順次登園・視診 室内自由遊び、戸外活動	8:30 ▼	順次登園・視診 室内自由遊び、戸外活動
10:00 ▼	個々の発達に応じて 順次授乳、食事	▼	設定保育
▼		11:00	食事準備(手洗い、うがい)
▼		11:30	食事 (うがい、排泄、着替え)
12:00 (昼) ▼	午睡・自由遊び	12:00 ▼	午睡
▼		14:45	目覚め、排泄、着替え
15:00 ▼	おやつ(手作り) 自由遊び、降園準備	15:00 ▼	おやつ(手作り) 自由遊び、降園準備
▼		▼	順次降園
▼		▼	
16:30 ▼	降園 延長保育	16:30 ▼	降園 延長保育
▼		▼	
▼		▼	
18:30	延長保育終了	18:30	延長保育終了



13. 給食について①

当園の給食の方針

- 保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。保育園内の厨房で調理員が作ります。

昼食・おやつ

- ① 献立表／保護者の方へ毎月20日過ぎに翌月献立表をお配りします。
- ② 離乳食・給食/個々のお子さまの発達に応じた物を提供致します。
- ③ おやつ／手作りおやつを提供します。
- 災害や調理室が使用できない場合はお弁当をお願いすることがあります。

アレルギーなどへの対応

- アレルギーが疑われる場合、食物アレルギー食事箋(医師記入)または生活管理指導表(医師記入、アナフィラキシーがある場合)アレルギー除去食依頼書(保護者記入)を提出して下さい。個別にご相談の上、当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。

衛生管理など

- 給食施設届を足立区保健所へ届け出済みです。
- 職員全員が、毎月検便を行っています。
- 水質検査を年1回行っています。



14. 給食について②

給与栄養目標量(給食・おやつでとりたい栄養量の目安)

	エネルギー Kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミンA μgRAE	B1 mg	B2 mg	C mg
1歳～2歳	510	19	14.5	260	2.1	210	0.28	0.33	25

(参考:日本人の食事摂取基準2020年度版)



15. 衛生管理・感染症対策について

保育所における感染症対策ガイドライン(2018年3月改訂版)・足立区教育委員会 保健衛生管理マニュアルを遵守します。園のエントランスにいつでも見ることができるように設置しています。各クラスにも設置し職員は閲覧義務があります。罹患時の対応についてはガイドラインの通り

- ・職員・園児の検温・手洗いの徹底
- ・職員・園内へ入る方へのマスク着用へのご協力
- ・次亜塩素酸ナトリウム・アルコール消毒液による消毒、換気の取り組み
- ・園内に入る方へ手指消毒、検温へのご協力
- ・東京都や足立区からの地域感染症情報への掲示
- ・感染症発生時の全家庭への情報提供
- ・使い捨てペーパータオルの使用(布タオルの共用はありません)
- ・身体の中から健康にするための給食の工夫
- ・空気清浄機・加湿器設置



16. 虐待防止について

児童虐待防止法を遵守します

職員は、入所児の虐待は疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報します。

園長は入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 入所児に対する虐待事案の早期発見及び防止のための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置



17. 虐待防止について②

職員は、入所児に対し、児童福祉法第33条の10により、身体的な苦痛を与えたり、人格を辱める等の行為はしません。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等入所児の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休息時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為
- (5) 食事を与えないまたは無理に食べさせること
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉かけ(呼び捨て、怒鳴る等)や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 本園を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所児を無視すること



18. 入園時に必要な書類など

- **入園時に必要な書類等**
- (1) 支給認定証
(園に持参し、提示して下さい。入園時に限らず、保育園在園中は必要に応じて支給認定証の提示を求める場合があります。)
- (2) 契約書及び契約書別紙
- (3) 勤務時間申告書
- (4) 児童票-1
- (5) 児童票-2
- (6) 入所時健康診断記録
- (7) 健康保険証・乳児医療証の写し
- (8) 健康診断書又は母子手帳検診欄の写し(3か月以内受診のものに限る)
- (9) 母子手帳(予防接種)の写し
- (10) アレルギー調査表
- (11) 個人情報使用同意書・個人情報保護写真等確認書
- (12) 保育園写真の取扱いに関する契約書
- (13) 緊急連絡票(色画用紙 裏面にお迎えに来られる全員の写真を貼ってください。又続柄も記入してください。)
- (14) 園児引き渡し確認カード・園児引取りカード
- (15) 口座振替依頼書

19. 保護者と保育園の連絡について



(1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳(キッズリー)を活用します。体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。

(2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 37.5度以上の熱が出たとき、熱がなくてもぐったりしているとき、下痢・嘔吐がみられるときは電話連絡いたします。

20. 保護者会について



年に1~2回、開催を予定しています。保育園からは行事やできごと、事業者の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。



21. 健康診断について



0、1、2歳児	<p>年2回、嘱託医が健診します。 健診の結果については、健康記録に記入し、連絡帳にてお知らせします。</p> <p>毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、健康記録に記録し、身体測定表にてお知らせします。</p>
その他	<p>お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたら、保育園にご相談下さい。</p>



22. 保護者の負担について

● 毎月のご負担

保育料は、足立区が定める料金が適用されます。

● 短時間認定のご家庭は、お迎え時間の遅延又は延長保育のご利用には、別途料金がかかる場合があります。契約書別紙に記載。



● 支払方法

(1) 事業者が指定する日に保護者の指定する金融機関の口座からの引き落とし。

(2) 請求日の属する月の末日までに事業者指定の金融機関へのお振込み。
なお、振込手数料は保護者負担とします。

※事業者は、保護者から料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。ただし、金融機関を介してのお振込みに当たっては領収書の発行は省略することとします。

23. 保育所のご利用に際し 留意していただくこと①



欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合等	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに御連絡願います。 また、ご両親が職場を離れる場合(研修、出張)には、登園時に連絡先をお知らせください。 【連絡先】 03-5888-4501
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、なるべく早めに電話での連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	感染症については別紙の「登校・登園・登室許可証について」をご参照ください。尚、登園する場合は足立区指定の「登園許可証」が必要になる場合があります。
発熱・下痢のある場合	熱がある場合、水様便や感染症の疑いがある場合は、園にご相談下さい。熱性けいれんを経験しているお子様は37.5℃でお迎えになります。
予防接種について	予防接種をした当日は、副作用等の体調変化の可能性もありますので、お子様の体調を見て、登園をお願い致します。
投薬について	医療行為に当たるため、原則として行いません。 ただし、特別に医師の指示がある場合には、園長又は担任にご相談下さい。
その他	・ガム・キャンディー・お菓子・パン等の飲食物を持ち込んだり、お口に入れたままの登園は固くお断り致します。



24. 緊急時の対応方法

保育時間中、急な体調変化が見られた時

- (1) 保育中に子どもの体調の変化等が見られた場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をとるとともに、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じますが、保護者の方の引取りをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医		
中西医院	住 所：東京都足立区関原3-44-7	
	嘱託医名：中西 隆	電話 03-3852-1122
	委託内容：定期的な内科健診及び医療相談	
救急隊	管轄消防署：西新井消防署	電話 03-3852-0119
	所 在 地：足立区伊興2-5-11	
警察署	警察署名：西新井警察署	電話 03-3580-0110
	所 在 地：足立区西新井栄町1-16-1	

25. 賠償責任保険の加入



●施設賠償責任 対人:1名 2億円／1事故 5億円

●生産物賠償責任 対人:1名 2億円／1事故 5億円

26. 非常災害時の対策・防犯対策



消防計画作成届出書	足立消防署 令和4年 4月 1日届出 防火管理者 瀬尾 八重	
防火設備	自動火災探知器・火災報知器・煙感知器・誘導灯・消火器2台	
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月実施します。	
避難場所	第1避難場所	区立第七中学校： 足立区関原3丁目32-14
	第2避難場所	栄公園： 足立区西新井栄町1丁目19-1



27. 保育内容に関するご相談 ご意見・ご要望・苦情

SAKURA保育園 西新井
意見・相談・苦情対応

相談・苦情
受付担当者

苦情処理責任者 瀬尾 八重(施設長)
苦情受付担当者 小林 明子(主任)
電話 03-5888-4501
第三者委員 谷口 修一
電話 03-6789-5048
面接・文書・電話・SAKURA保育園 西新井及び慈光明徳
会のメール送信などの方法で、相談・苦情を受け付けます。
E-Mail j.sakura.ayase@gmail.com
E-Mail kodomoen@jikou-m.jp (法人本部)

その他相談窓口

第3者相談
ダイヤル

アイギス:0120-915-570
相談時間:10:00~20:00(月~土)

保育園以外の
区市町村の意見
相談・苦情受付窓口

当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口がありま
す。

足立区教育委員会 子ども家庭部
幼稚園・地域保育課 地域保育係
足立区中央本町一丁目17番1号
電話 03-3880-5428

28.保護者の方がご用意する物 ①



別紙「持ち物について」もご参照下さい

持ちもの		数量	備考
0 歳 児	紙おむつ	5～7枚	個人差あります。
	着替え(上・下・肌着)	3組	長袖肌着は不可
	よだれかけ	3～5枚	よだれの多い子は多めに
	給食用エプロン	2枚	個別対応します。
	おしぼり用タオル	2枚	おしぼりサイズ (約25cm×25cm)
	レジ袋	2枚	着替えやエプロン入れ用
	ガーゼハンカチ	2～3枚	園でミルクを飲むお子さま
	敷きシート(ゴム付き)	1枚	
	午睡用毛布(バスタオル)	1枚	季節により使い分けます
	くつ・くつ下	1足	

※季節により散歩用上衣、水遊び用衣服等・・・その都度お知らせいたします

毎日持参するもの／ハンドタオル・エプロン・着替えの補充等 **※持ち物全てにお名前をお書きください。**

29.保護者の方がご用意する物 ②



別紙「持ち物について」もご参照下さい

持ちもの		数量	備考
1・2歳児	紙おむつ	5～7枚	個人差あります。
	着替え(上・下・肌着)	3組	長袖の肌着は不可
	給食用エプロン	2枚	
	ハンドタオル	2枚	おしぼりサイズ (25cm×25cm)
	レジ袋	2~3枚	着替えやエプロンを入れる用
	敷きシート(ゴム付き)	1枚	
	午睡用毛布(バスタオル)	1枚	季節により使い分けます
	くつ、くつ下	1足	サンダルは不可

注)・持ち物全てにお名前をお書きください。

※季節により散歩用上衣、水遊び用衣服等・・・その都度お知らせいたします

毎日持参するもの / ハンドタオル・エプロン・着替えの補充等